

お困りのときは

ご相談ください！ 職場でのセクシュアルハラスメント

会社で対応してもらえない場合や社外に相談したいときは、

沖縄労働局雇用均等室にご相談ください。

専門の相談員が相談に応じ問題解決のお手伝いをします。

セクシュアルハラスメント相談日

月曜日 9時～17時

相談無料

火曜日 9時～17時

(公休日を除く)

来局しての相談をご希望の方もまずはお電話ください。

男女雇用機会均等法が解決のお手伝いをします

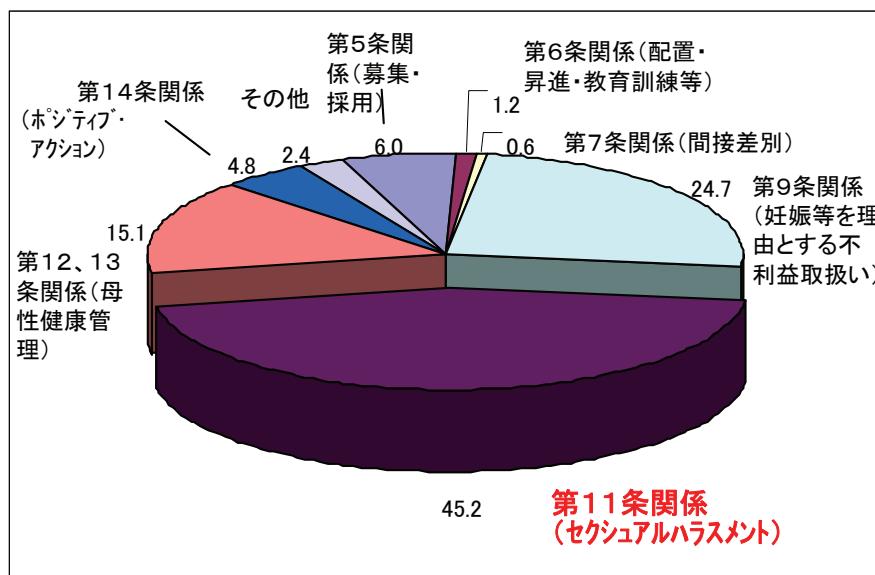
沖縄労働局雇用均等室

電話番号 098-868-4380

所在地 那覇市おもろまち2-1-1

那覇第2地方合同庁舎1号館3階

平成24年度 雇用均等室への相談内容



労働局雇用均等室では、職場におけるセクシャルハラスメントの相談に対応しています

労働局雇用均等室

男女雇用機会均等法

- ①労働局長による援助（助言、指導、勧告）
- ②機会均等調停会議による調停
- ③法違反のある事業所に対する行政指導

相談

解決

例) 都道府県労働局長による紛争解決援助

援助の申立

事業主からの
事情聴取

労働局長による援助

援助の結果

同僚のセクハラで会社に行けなくなってしまった！会社に相談しても、きちんと対応してくれません…。会社に慰謝料や納得のいく対応と再発防止の徹底を求みたい！

行為者とされる者からすぐに話を聞いたが、セクハラの事実は確認できなかった。会社の対応としては適切だったはずだ！

・第三者からも話を聞くなど、事実確認を適切に行い、セクハラ行為が今後起こらないようにすること。
・均等法に基づいたセクハラ防止策を講じ、再発防止に努めること。
・慰謝料の支払いについて検討すること。

会社は以下を実施
・改めて事実確認
・行為者に対して→懲戒委員会にかけ、出勤停止処分
・申立者に対して→解決金の支払い
・再発防止策の徹底

～お困りでしたらすぐにご相談を～

◆ 職場でのセクシャルハラスメントでお悩みの方へ [クリック！](#)

◆ セクシャルハラスメント対策に取り組む事業主の方へ [クリック！](#)